平成２２年（フ）第１８７号
広島市安佐北区亀山南２丁目54番17号
債務者　内野美代子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６８号
広島市安佐南区長束西４丁目46番17号
債務者　木地　京子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８６号
広島市中区光南６丁目１番16―411号
債務者　横田　博治
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８４号
広島県東広島市西条町田口180番地６
債務者　岩男　公義
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８５号
広島県東広島市西条町田口180番地６
債務者　岩男るみ子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０４号
広島市安佐南区祇園７丁目30番41号
債務者　花戸　美枝
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１９号
広島市安佐南区伴東１丁目39番24号
債務者　中村　悦史
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２９号
広島市安佐北区可部町大字桐原399番地９
債務者　板橋　　純
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３２号
広島市安芸区中野３丁目29番15号
債務者　頓田マリコ
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４７号
広島市中区堺町２丁目４番19―101号メゾン・セピア
債務者　田中志津江
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５２号
広島県廿日市市阿品台西４―18―302、住民票上の住所広島県東広島市高屋町造賀1242番地２
債務者　長野　冬美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４号
宮崎県小林市細野1766番地１　カントリーブライトＡ棟103号
債務者　谷元　千恵（旧姓坂元）
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第６５号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2909番地14、前住所宮崎県都城市一万城町39号12番地２シーガルスハウス302号
債務者　高妻　涼平
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３７号
鹿児島県霧島市溝辺町竹子3019番地４
債務者　上井　亮太
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
鹿児島県姶良市平松5620番地42　星原ハイツ102号、申立時の住所鹿児島県姶良郡姶良町平松5620番地42　星原ハイツ102号
債務者　中島　　誠
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
北海道小樽市花園３丁目１番９号
債務者　黒田　誓子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第６６号
北海道苫小牧市春日町２丁目13―12、住民票上の住所北海道苫小牧市春日町２丁目13番12号　小山アパート
債務者　坂本　京子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部